

産業廃棄物処分業許可証

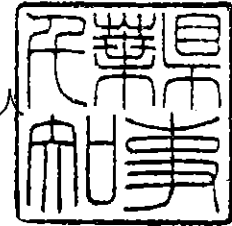
住 所 東京都大田区南雪谷一丁目6番6号

氏 名 酒井建設工業株式会社

代表取締役 酒井 三代子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年9月13日

許可の有効年月日 令和11年3月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、
オ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、カ がれき類
(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成11年3月31日 新規許可

令和6年2月14日 変更届(保管施設の変更)

令和6年9月13日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)		ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 114 t/日 (14.25 t/時×8時間) がれき類 114 t/日 (14.25 t/時×8時間) (平成12年12月25日)	1	千葉県四街道市 鹿放ヶ丘 178番4、 178番5、 178番15、 178番24、 178番25、 178番27、 178番34、 178番35
破 碎 施 設 (条例第12条第1項第2号) (平成15年7月8日、 第15-20-1-6号)		廃プラスチック類 3.2 t/日 (0.4 t/時×8時間) 木くず 4.3 t/日 (0.53 t/時×8時間) 紙くず 3.1 t/日 (0.38 t/時×8時間) 繊維くず 2.2 t/日 (0.27 t/時×8時間) (平成15年7月23日)	1	
処 理 前 物 の 保 管 施 設	がれき類の保管施設	53 m ² 42 m ³	1	
	ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くずの 保 管 施 設	80 m ² 105 m ³	1	
	廃プラスチック類の 保管施設(コンテナ)	6.0 m ² 9.0 m ³	1	
	木くずの保管施設	120 m ² 175 m ³	1	
	紙くずの保管施設 (コンテナ)	6.8 m ² 8.0 m ³	1	
	繊維くずの保管施設	16 m ² 32 m ³	1	
処 理 後 物 の 保 管 施 設	がれき類、ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設	75 m ² 131 m ³	1	
	廃プラスチック類の 保管施設(フレコンバッグ)	6.0 m ² 3.0 m ³	1	
	木くずの保管施設	38 m ² 53 m ³	1	
	紙くずの保管施設 (コンテナ)	6.8 m ² 8.0 m ³	1	
	繊維くずの保管施設	28 m ² 40 m ³	1	
	残さ物の保管施設 (コンテナ)	6.8 m ² 8.0 m ³	1	

(以下余白)

